

# フェロー制度についての内規

## 第1条

学会活動を通して、責任ある立場で長年にわたり指導的役割を果たし、学会の重要な活動に従事するなど学会運営に貢献してきた正会員の中から資格を満たす者にフェローの称号を与え、功労を称える。

## 第2条

フェローの称号を受ける資格は、学会設立時より学会長職経験者、あるいは副会長職を10年以上経験した者とする。

## 第3条

有資格者が学会長または副会長職を退任後、理事会または常任理事会で承認する。

## 第4条

フェロー会員は、学会ホームページに名前を記載し、永続的な称号とする。また、対外的に「日本ダイレクトマーケティング学会 フェロー」を表明できる。

## 第5条

長年の功労を称え、本会はフェロー会員を全国研究発表大会に招待する。